

LIA-J200 JIS認証業務規程 新旧対照表（令和4年11月1日施行）

新		旧	
(認証の業務を行う事務所の所在地)		(認証の業務を行う事務所の所在地)	
第5条 認証の業務を行う事務所の所在地は、次のとおりとする。		第5条 認証の業務を行う事務所の所在地は、次のとおりとする。	
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 部	東京都港区新橋一丁目18番6号 共栄火災ビル	本 部	東京都港区新橋一丁目18番6号 共栄火災ビル
中央検査所 (試験所を含む)	神奈川県綾瀬市深谷中八丁目5番7号	中央検査所 (試験所を含む)	神奈川県綾瀬市深谷中八丁目5番7号
大阪支所	大阪府大阪市中央区本町四丁目5番3号 大和本町ビル	大阪支所	大阪府大阪市中央区本町四丁目5番3号 大和本町ビル
名古屋支所	愛知県名古屋市熱田区金山町一丁目8番13号 彫清ビル南館	名古屋支所	愛知県名古屋市熱田区金山町一丁目8番13号 彫清ビル南館
		山梨支所	山梨県韮崎市富士見一丁目7番3号 清水ビル
2 (略)		2 (略)	
(判定委員会の構成)		(判定委員会の構成)	
第41条 判定委員会は、3名以上の委員をもって構成する。		第41条 判定委員会は、3名以上の委員をもって構成する。	
2 判定委員会の中立性を維持するため、その委員は当該工場審査又は製品試験を実施した者以外の者とする。		2 判定委員会の中立性を維持するため、その委員は当該工場審査又は製品試験を実施した者以外の者とする。	
3 委員長は業務部長とし、委員は常勤理事、管理部長及び中央検査所長とする。		3 委員長は業務部長とし、委員は 専務理事 、常勤理事、管理部長及び中央検査所長とする。	

新	旧
<p>附 則（平成 24 年 4 月 1 日改正）</p> <p>1 この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 一般財団法人の登記を行った日から「財団法人」を「一般財団法人」に、「寄附行為」を「定款」に<u>改める</u>。</p>	<p>附 則（平成 24 年 4 月 1 日改正）</p> <p>1 この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>2 一般財団法人の登記を行った日から「財団法人」を「一般財団法人」に、「寄附行為」を「定款」に<u>読み替える</u>。</p>
<p><u>附 則（令和 4 年 11 月 1 日改正）</u></p> <p><u>この改正は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。</u></p>	

新

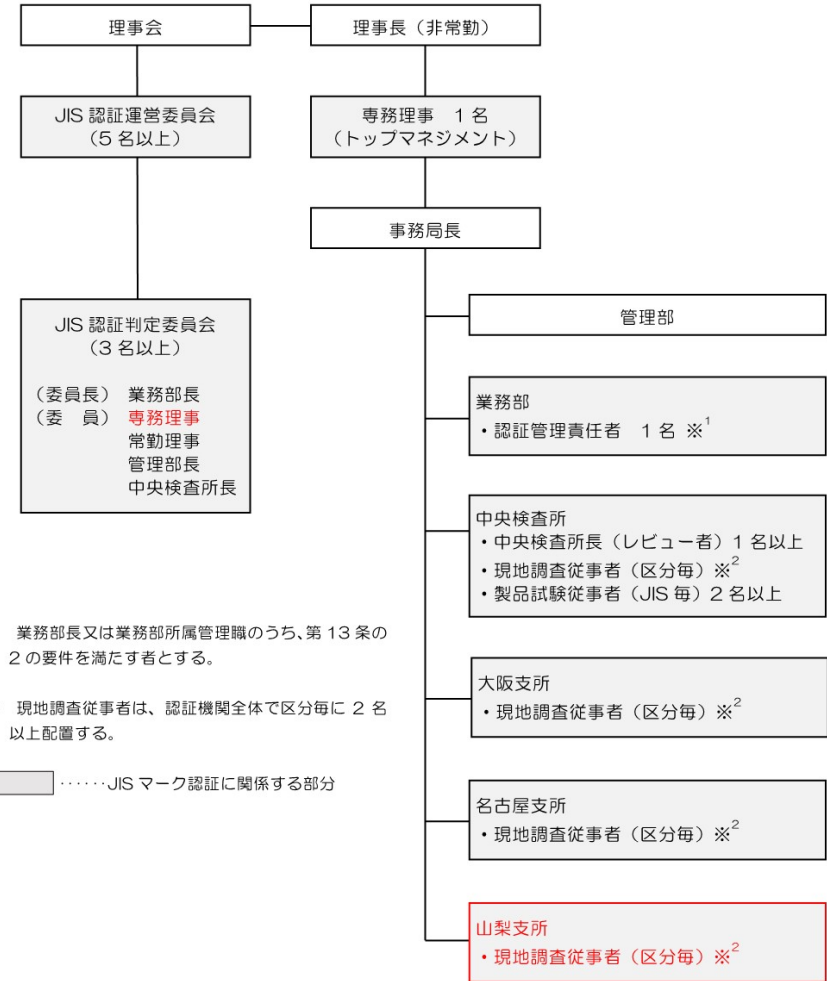
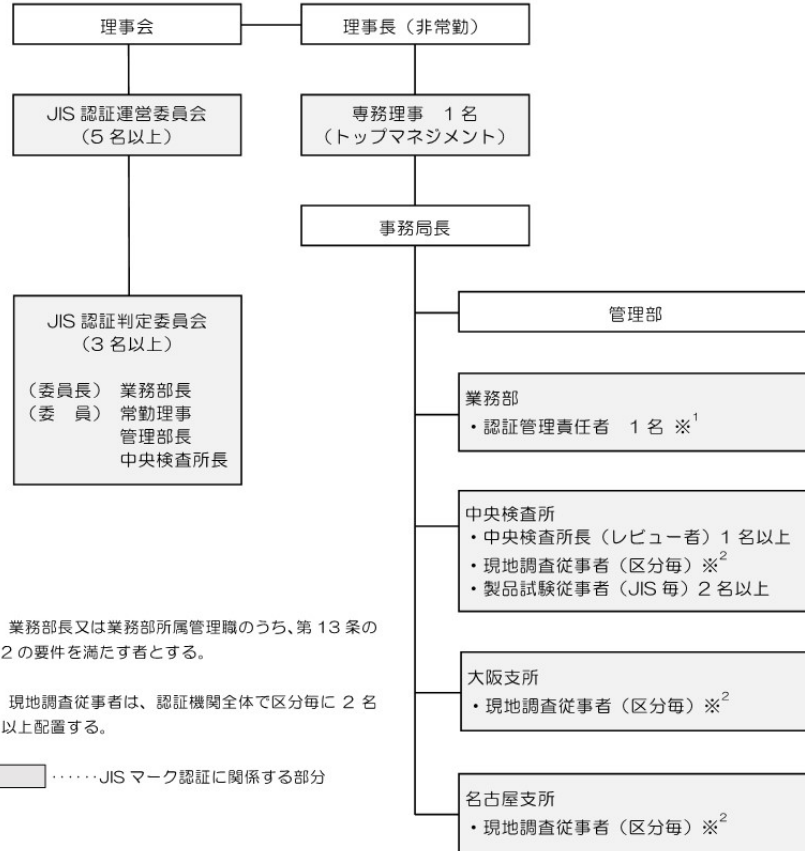
旧

別表 2 (第 15 条関係)

別表 2 (第 15 条関係)

認証の業務を行う者の配置に係る組織図

認証の業務を行う者の配置に係る組織図



※¹ 業務部長又は業務部所属管理職のうち、第 13 条の 2 の要件を満たす者とする。

※² 現地調査従事者は、認証機関全体で区分毎に 2 名以上配置する。

□ ……JIS マーク認証に関係する部分

※¹ 業務部長又は業務部所属管理職のうち、第 13 条の 2 の要件を満たす者とする。

※² 現地調査従事者は、認証機関全体で区分毎に 2 名以上配置する。

□ ……JIS マーク認証に関係する部分